

災害時に備えて、今から情報収集しておきましょう！

～災害時外国人サポーター養成講座から③～

東日本大震災では世界中から支援が集まり、日本は今年、世界で最も支援を受けた国になりました。大勢の方が募金や被災地でのボランティア活動などに参加する中で注目を集めたのは、途上国などで支援活動を行っている人たちです。自分たちの持つネットワークを駆使して支援物資を集め、テントをかついで被災地に入っていき様子は、まさに「支援のプロ」。ボランティアをするにも、経験や普段からのつながりが大事だということを改めて感じさせられました。

被災地への支援を続ける一方で、これから大きな災害が起きた場合のことも考えておかなければなりません。

災害時外国人サポーター養成講座では、県内の一部地域が大きな地震で被災したと想定して、避難所にいる外国人に情報提供をするというシミュレーションを行いました。前号で述べたように、たくさんある情報の中から重要なものをコンパクトにまとめて、通訳ややさしい日本語を介して情報を伝えられることが理想的です。

それに加えて、避難所で受ける様々な質問に答えられるよう、普段から準備しておくことも必要になります。講座でもネットなどで情報を調べる練習をしましたが、非常時に急に調べようとしても難しいので、日本で生活するためのビザにはどんな種類があるのか、手続きはどこで行うのかなどの基本的な知識、そして外国人相談窓口や大使館の電話番号などの情報を事前に調べておくと思えます。

また、日本語教室の方は、ぜひ教室のみなんで地域の防災訓練に参加してみてください。そこまでは「外国人支援のプロ！」として、非常時だけでなく、普段の支援活動にも活かせるはずですよ。

東日本大震災を振り返り、これからの災害時外国人支援について考えるシンポジウムを開催します。詳しい日程や申込方法は、決まり次第当協会ホームページやメールマガジンでお知らせします。

○開催時期 平成24年1月～2月頃

○対象者 自治体職員、日本語教室などのNGO、地域のキーパーソンなど

外国人総合相談センター埼玉から —日本での離婚が母国では認められません！—

Q. 私はかつて日本人と結婚し、1年前に離婚しました。今度、別の日本人と再婚するため、母国の大使館に独身証明書発行を依頼したところ、「あなたは重婚になるので、証明書は発行できない。」と言われました。そこで理由を聞くと、私の母国では、日本の協議離婚、調停離婚は認められず、必ず裁判で離婚の判決が下されなければならないとのことでした。

これから離婚の裁判をしたいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

A. あなたは日本では既に離婚しているので、これから再度離婚の裁判を起こすことは難しいでしょう。

どうしても裁判が必要ならば、母国で裁判を起こしてください。

POINT! 「外国出身者の離婚・再婚が多い現状」

外国人総合相談センター埼玉には毎日のように離婚・再婚の相談が寄せられます。一般的に日本は外国に比べ離婚手続きが簡単であると言われていて、しかしながら、たとえ日本で離婚が成立しても、それが母国で認められない限り、離婚は成立していないことになります。離婚する際には、母国の事情をよく調べた上で手続きをとりましょう。また結婚も離婚も慎重に考えて決めましょう。

外国人のための一斉無料法律相談会を開催します

当協会では今年も、埼玉弁護士会所属の弁護士が相談に対応する「一斉無料法律相談会」を開催します。是非、お知り合いの外国人の方にお知らせください。なお、事前予約が必要です。

●日 時：11月12日(土) 13:00～16:00 (一人1時間)

●場 所：埼玉弁護士会法律相談センター (浦和駅西口徒歩15分・埼玉県庁そば)

●通 訳：必要があれば、言語によってはボランティア通訳の派遣も可。

●予 約：外国人総合相談センター埼玉 ☎048-833-3296 受付時間9:00～16:00 (土・日曜、祝日を除く。)